別記第2号様式（第6条関係）

九一

一〇三

|  |  |
| --- | --- |
| 備考  一　掲示は、長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル以上のものとする。  二　掲示は、投票所内の選挙人の見易い場所に一枚以上行うものとする。 | 何におけるは　　年　　月　　日した（ 　　　　のによりたることをしたものとみなされた）（八十六九のによりのをされた）のでにするはになります。  　　　　年　　月　　日  椎葉村選挙管理委員会 |
|  |